

令和元年

桑折町農業委員会会議録

第8回総会

令和元年8月19日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和元年8月19日 午後2時37分

2. 場 所 桑折町役場 第一会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 安 永 吉 克	2 古 川 清
3 佐 藤 徳 雄	4 小 野 策 七
5 朽 木 泰 男	6 佐 藤 親
7 浅 野 国 英	8 後 藤 益 男
9 浅 尾 日 出 夫	10 朽 木 直 博 (欠席)

### 農地利用最適化推進委員

松原・成田 浅野隆良 上郡 岡崎 明

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員9名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員2名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第 7号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 8号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 朽木 紀 夫

係 長 石 幡 勝 弘

主任主査 鈴木 克 仁

## 7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

職務代理者 本日、会長が欠席しておりますので、桑折町農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、会長職務代理者である私が議長の職務を行います。

ただ今から令和元年第8回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中9名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

職務代理者 議事録署名委員を指名いたします。

6番 佐藤 親 委員

7番 浅野 国英 委員

職務代理者 それでは、総会日程第2の報告第7号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【報告第7号、農地法第4条届出 整理番号1～3を朗読後、説明】**

市街化区域内の農地について、3件の届出がありました。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務局長専決により受理したため報告します。

職務代理者 ただいまの報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

職務代理者

特に発言がないようですので、以上で報告第7号を終わります。

次に、報告第8号「農地法第5条第1項6号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【報告第8号、農地法第5条届出 整理番号4、5を朗読後、説明】**

市街化区域内の農地について、2件の届出がありました。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務局長専決により受理したため報告します。

職務代理者

ただいまの報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

職務代理者

特に発言がないようですので、以上で報告第8号を終わります。

次に、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【議案第16号、農地法第5条許可事業計画変更 整理番号6を朗読後、説明】**

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号6については、一時的な利用に供するために行う一時転用の期間延長であり、また、利用の用途に変更はないため、期間を延長することにより周辺の内に影響はありません。

職務代理者

ただいまの説明に関連して、地区担当である浅野 隆良推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

浅野委員

整理番号6について、現地を確認してきました。

整理番号6については、当初、国土交通省より東北自動車道桑折高架橋界地区上部工事を請け負い、施工するにあたり現場仮設事務所、休憩所、資材置場、駐

車場の敷地として一部転用許可となっております。

申請事業者は、工期が延期となったことから、一時転用の期間を、令和元年8月31日まで延長、変更する内容となっております。

利用の用途に変更はないため、期間を延長することにより周辺農地に影響はないものを考えます。

職務代理人

ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

職務代理人

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理人

全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第17号、農業経営基盤強化促進法 整理番号7、8（所有権移転）朗読後、説明】

以上、桑折町長より計画の決定を求められた案件です。現地調査の結果、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

職務代理人

ただいまの説明に関連して、地区担当である岡崎 明 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員

整理番号7、8について、現地を確認してきました。

まず、整理番号7についてですが、申請地は、譲受人が以前から借受し、樹園地として耕作している農地であり、隣接している譲受人所有の農地もあります。引き続き桃を栽培することで同一区域内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま

す。また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

次に、整理番号8についてですが、譲受人所有農地の整理番号7よりも、自宅に近く効率性の向上が図られると思われま

す。また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も畑として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

職務代理者

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理者

全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、8月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和元年第8回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時52分)